

○大阪府立大学工業高等専門学校特別指導規程

平成31年4月1日

規程第609号

(趣旨)

第1条 この規程は、問題行動を行った学生に対して、大阪府立大学工業高等専門学校学則第36条に基づく懲戒を行わない場合に、反省を促し再発を防止するために行う特別な指導(以下「特別指導」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(特別指導の方法)

第2条 特別指導は、当該学生の問題行動の軽重及び反省の状況等に応じて、学生担当副校長、学生相談室長、担任、学生副主事若しくは学生指導委員長等による説諭又は反省文の作成などにより行うものとする。

(校内謹慎)

第3条 校長は、特別指導の実施のため必要と認めるときは、当該学生に対して、校内謹慎を指示することができる。

2 校内謹慎のため欠課となった場合は、出席停止として取り扱う。

(委任)

第4条 問題行動の態様に応じた特別指導の方法及び期間の基準等特別指導の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。